

2026年9月



葵総合経営センターだより

特 集

発行人 葵総合経営センター
代表 杉浦 康晴

防衛特別所得税と防衛特別法人税が
始まります。

〒460-0012
名古屋市中区千代田三丁目14番22号
TEL<052>331-1740(代表)FAX<052>339-1816
E-Mail aoi@aoi-cms.com
URL <https://www.aoi-cms.com/>



「ワット・ポーン」

目 次

- | | |
|-----------------------------|------------------------------------|
| 2 防災の日 | 6 パートタイム・有期雇用労働者の待遇改善を目的とした法改正について |
| 3 「知らないから」ではなく、「見えているものが違う」 | 7 「取適法」とは（その3） |
| 4 防衛特別所得税と防衛特別法人税が始まります。 | 8 ご案内 |

防災の日

センター代表 杉浦 康晴

猛暑のピークを越え、朝夕の風に少しずつ秋の気配を感じる季節となりました。しかし同時に、この季節は台風の接近や局地的な集中豪雨など、自然災害への警戒が最も高まる時期でもあります。顧問先の皆さまにおかれましては、日々の事業活動に励まれる中、ご無事でお過ごしでしょうか。

ここ最近の国内のニュースを振り返りますと、非常に心が痛む報せが続いております。全国各地で相次ぐ地震の発生に加え、集中豪雨による冠水被害なども各地で報告されました。これまで自社やこの地域は大丈夫だろうと考えていたような場所でも、予期せぬ浸水やインフラの停滞が起こる現実、危うさを感じられた方も多いのではないのでしょうか。気候変動の影響もあり、かつての数十年に一度と言われた異常気象が、今や毎年どこかで起きる日常のリスクへと変化しています。

9月1日は防災の日です。大正12年に発生した関東大震災を教訓とし、台風シーズンでもあるこの時期に、防災への認識を深めるために制定されました。多くの企業様において、避難訓練や防災備蓄の確認が行われていることと存じます。しかし、今回の各地の被害状況を見ますと、単に避難することにとどまらず、事業をいかに守り、復旧させるかという事業継続計画の観点が極めて重要であると痛感させられます。今回の豪雨事例でも見られたように、道路の冠水による従業員の出勤不能や物流のストップ、地下設備の浸水による長期停電や通信障害、さらには取引先の被災による供給網の停

止など、想定外の事態が同時多発的に発生します。

こうしたリスクに備えるため、まずは実務的な見直しから始めることをお勧めいたします。1つ目は、従業員の安否確認手段の複線化です。災害直後は電話回線が混雑するため、メールやチャットツール、専用システムなど複数の連絡ルートを用意することが欠かせません。2つ目は、重要データのバックアップとクラウド化です。社内のサーバーや紙の書類が水害で破損した場合でも、事業を継続できるよう外部保存を進める必要があります。3つ目は、ハザードマップの再確認です。近年は排水が追いつかない内水氾濫により、想定区域外でも被害が出るケースが増えているため、周囲の地形を含めた立体的な把握が求められます。

自然災害そのものを止めることはできません。しかし、事前の準備によって被害を最小限に抑えることや、復旧までの時間を大幅に短縮することは十分に可能です。防災の日をひとつの節目として、ぜひ貴社内でも防災体制や事業継続について話題に挙げてみてください。時節柄、皆さまの安全と健やかな事業運営を心よりお祈り申し上げます。



「知らないから」ではなく、「見えているものが違う」

葵経営コンサルティング 中島 和人

先日、ラジオで、電車の中で電動歯ブラシを使っていた大学生の話を耳にしました。

電車の中で突然、電動歯ブラシを取り出して歯を磨き始めたそうです。ところが、周囲に歯磨き粉を飛ばしたり、車内を汚したりすることはなかったといいます。口をゆすいだ水は持参したペットボトルの水を使い、それを別の袋にしまい込むなど、本人なりに周囲へ配慮していたそうです。

この話を聞いて、少し複雑な気持ちになりました。「電車の中で歯を磨く」という行為そのものに、どうしても違和感があります。しかし、「何が悪いのか」と具体的に説明しようとすると、意外に難しい。誰かに迷惑をかけたわけでもない。むしろ本人からすれば、「人に迷惑をかけずに歯を磨いているだけ」なのかもしれません。おそらく、本人には周囲が感じる「なぜ、ここで」という感覚そのものが見えていないのでしょう。

周囲の人が違和感を覚えたのは、歯を磨くという行為そのものだけではありません。「なぜ、それを電車の中でするのか」という意味まで含めて、その行為を捉えていたからです。一方、本人にとっては、周囲に迷惑をかけないよう配慮しながら身だしなみを整えているだけだったのでしょう。

ここで重要なのは、同じ出来事から、異なる意味が生まれていることです。私たちは、目の前で起きていることをそのまま受け取っているわけではありません。過去の経験や知識、その場の状況などを手がかりにして、「これは何なのか」「どういうことなのか」と意味づけています。そのため、自分には当然に思える解釈が、相手にとっても当然とは限りません。

これは組織でも同じです。例えば、受付の対応が遅くなったとします。院長は「仕事への意識が下がった」と受け取るかもしれません。しかし職員は、「問い合わせが増え、新しいシステムも入り、以前より仕事が複雑になった」と受け取っているかもしれません。起きている事実は同じでも、そこか

ら何を意味するのかは違ってきます。院長には「人として見えること」が、職員には「仕事の条件の問題」として捉えられているのです。

院長からすれば、「以前ならできていたことが、なぜできなくなったのだろう」と感じるでしょう。しかし職員からすれば、以前と同じ時間の中で処理する仕事そのものが増えている。同じ診療所にいっても、院長には「人の問題」が、職員には「仕事の条件の問題」が見えているのです。

ここで「どちらが正しいのか」と考えれば、話は平行線になりやすい。必要なのは、自分の見方を捨てることでも、相手の見方をそのまま認めることでもありません。「自分にはこう見えている。しかし、この人には何が見えているのだろう」と、一度立ち止まることです。

「最近、仕事で変わったことはあるか」「どこに負担を感じているか」と尋ねれば、「仕事への意識が低い」という見方だけでは分からなかった事情が見えてくるかもしれません。もちろん、話を聞いた結果、職員側に改善すべき点があることもあります。相手の見方を知るとは、相手の言い分を認めることではありません。自分の判断を確かなものにするために、別の視点を加えることです。

そして、この問題はAIの時代になると、さらに重要になるでしょう。AIによって、知識を得たり、情報を集めたり、データを整理したりすることは容易になります。「知らないから分からない」という差は小さくなっていくでしょう。それでも、同じ情報を見れば同じ判断になるとは限りません。知識の差が小さくなるほど、何を問題と捉え、何を重要と考えるのかという違いが、むしろはっきりしてくるからです。

だからこそ、これからの組織では、情報を共有するだけでは十分ではありません。「あなたには、今、何が見えているのか」を確かめることが、これまで以上に重要になるのではないのでしょうか。

防衛特別所得税と防衛特別法人税が始まります。

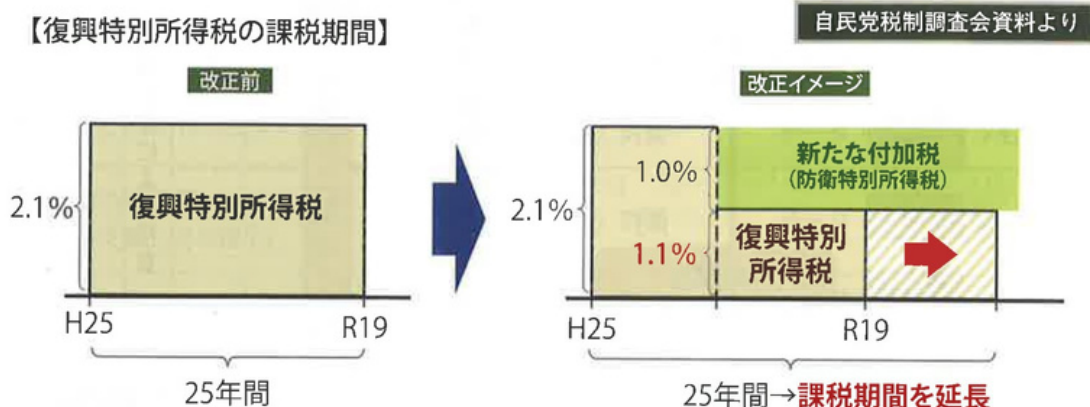
葵総合税理士法人 早川 毅

税制改正により、防衛特別所得税と防衛特別法人税が創設されました。ここでは、それぞれの概要、納税義務者、適用課税事業年度についてお知らせします。

I 防衛特別所得税と復興特別所得税について

① 概要

令和8年度税制改正により防衛特別所得税が創設されました。所得税の源泉徴収義務者は所得税を徴収する際に防衛特別所得税（源泉徴収すべき所得税の1%）を併せて徴収し、法定納期限までに納付しなければならなくなりました。この創設に合わせ、復興特別所得税の税率が1.1%（改正前2.1%）に引き下げられています。



② 適用年度

令和9年1月1日以後に生ずる所得に対する所得税について適用されます。ただ、それ以前においても所得税に併せて2.1%の復興特別所得税を徴収していたため、改正前後で源泉徴収額は変わりません。

③ 注意点

納付や還付請求の仕方、年末調整についても、所得税と防衛特別所得税と復興特別所得税を併せて行う点は改正前と同様ですので混乱しないと思います。

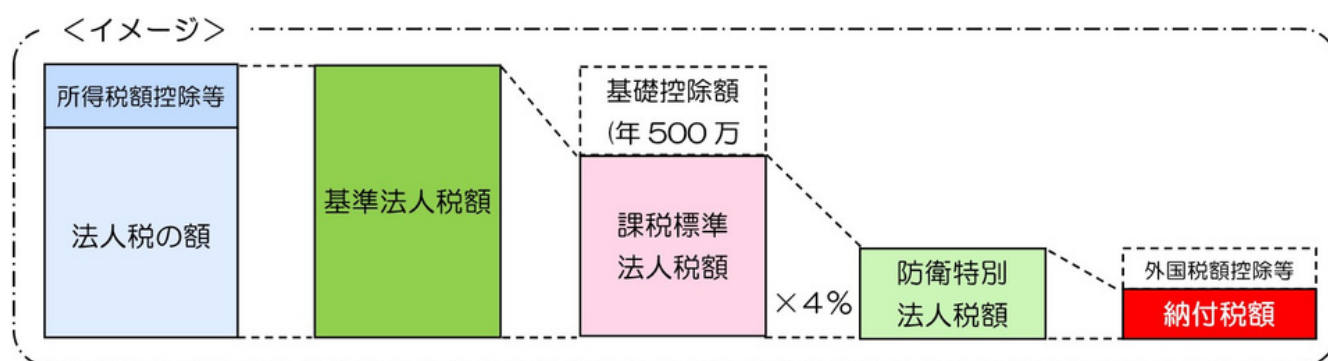
なお復興特別所得税ですが、改正前には令和19年終了とのことでしたが、10年間延長されたことにより、実質増税という結果になっています。

Ⅱ 防衛特別法人税について

① 概要

令和7年度税制改正により防衛特別法人税が創設されました。

各事業年度の所得に対する法人税を課される法人は、令和8年4月1日以後に開始する各事業年度において、所得税額控除などの一定の税額控除を適用しないで計算した法人税の額から年500万円を控除した金額に4%の税率を乗じて計算した金額を、防衛特別法人税額として申告して納付しなければなりません。



② 納税義務者

各事業年度の所得に対する法人税を課される法人となっています。つまり法人税額が出る全法人が対象となっています。

③ 適用開始事業年度

令和8年4月1日以後に開始する事業年度から適用されます。通常の1年の事業年度であれば、令和9年3月31日決算法人が最初の対象となります。

④ 申告書

防衛特別法人税の申告書は、法人税や地方法人税の申告書と一体の様式となっています。これまで別表一に法人税と地方法人税の計算を示す次葉が1枚付いていましたが、防衛特別法人税額の計算を示す次葉がさらに1枚追加されることとなります。すでに令和8年4月決算より新しい様式の別表一が使用されていますので申告された法人様はご確認ください。まだ適用開始前なので、防衛特別法人税額の計算の欄は空欄となっています。

なお防衛特別法人税額がゼロであっても申告は必要ですのでご注意ください。

<参考文献>

国税庁 防衛特別法人税が創設されました

国税庁 防衛特別所得税及び復興特別所得税の源泉徴収のあらまし

国税庁 防衛特別所得税及び復興特別所得税（源泉徴収関係）Q&A 令和8年5月

パートタイム・有期雇用労働者の待遇改善を 目的とした法改正について

葵労務管理事務所 林 希美子

令和8年10月1日、パートタイム・有期雇用労働者の待遇改善を目的として、3つの側面でルールが改正されます。

① 雇入れ時の労働条件明示事項の追加(パート・有期法施行規則)

現行の明示事項(昇給の有無・退職手当の有無・賞与の有無・相談窓口)に加え、新たに「待遇の相違の内容・理由等に関する説明を求めることができる」旨の明示が義務化されます。今後、労働条件通知書には、説明を求める窓口(部署名・担当者名・連絡先)を記載する必要があります。

② 同一労働同一賃金ガイドラインの改正(告示)

不合理な待遇差の判断基準が具体化されました。主な追加内容は以下の通りです。

- ・ 賞与、退職手当：目的(労務対価の後払い、功労報償等)が該当する場合、職務内容等の違いに応じた均衡ある支給が必要
- ・ 無事故手当：業務内容が正社員と同一なら同一支給
- ・ 家族手当、病気休職の保障：契約更新を繰り返す等、継続勤務が見込まれる場合は正社員と同一の取扱い
- ・ 住宅手当：転居を伴う配置変更の有無に応じた支給の場合、条件が同一なら同一支給
- ・ 夏季冬季休暇：正社員と同一の付与が必要
- ・ 褒賞：勤続期間に応じたものは同一期間勤続で同一の褒賞付与
- ・ 福利厚生施設：利用条件について不合理な差の禁止

また、待遇差解消は正社員の労働条件引き下げでなく、パート・有期側の改善によるとされ、定年後継続雇用者や「正社員人材確保」目的だけでは不合理となる場合がある点も明記されました。無期転換者や多様な正社員についても同様の考慮が必要です。

③ 雇用管理指針の改正(告示)

- ・ 職業能力開発法(教育訓練等)の適用があることの留意
- ・ 公正な評価に基づく賃金決定(共通の賃金制度・評価項目の設定等)
- ・ パート、有期過半数代表者の選出要件(管理監督者でないこと、事業主の意向による選出でないこと)、不利益取扱いの禁止、事務遂行の配慮
- ・ 福利厚生施設利用の便宜の供与
- ・ 正社員転換推進措置の複数実施、意向確認と配慮
- ・ 待遇差の説明方法(資料交付または口頭説明)の充実、求めがなくても更新時等に資料交付や周知を行うことが望ましい
- ・ 労使の話し合い機会の確保、転換制度、実績のウェブサイト公表

今後、事業主は自社の待遇制度を点検し、必要に応じて労働条件通知書の様式変更や就業規則の見直しを行う必要があります。(参考：厚生労働省ホームページ)

「取適法」とは（その3）

弁護士 長谷川 将也

前回は、下請法が改正されて成立した「取適法」（トリテキホウ）の適用対象を判断する2つの要件のうち「取引内容要件」を取り上げました。今回は、取適法が適用されると具体的にどうなるのかを紹介します。

まず、委託者には4つの義務が課されます。具体的には、①発注に際して、給付の内容、代金の額、支払期日等を、書面または電磁的方法により直ちに明示する義務（今回の改正により、受託者の承諾がなくても電子メール等の電磁方法によることが可能となりました）、②取引の内容を記載した書類を作成し、2年間保存する義務、③代金の支払期日を、物品等を受領した日（役務提供委託または特定運送委託では、役務の提供を受けた日）から60日以内のできる限り短い期間内に定める義務、④支払が遅延した場合や、受託者に責任がないのに代金を減額した場合に、受領日から60日を経過した日以降、年14.6%の遅延利息を支払う義務の4つです。

次に、禁止行為として、受領拒否、支払遅延、代金の減額、返品、買ったたき、購入・利用強制、報復措置、不当な経済上の利益の提供要請、不当な給付内容の変更・やり直し等が定められています。受託者の同意があっても、委託者に違法性の認識がなくても、形式的に該当すれば違反となります。

今回の改正では、代金の支払方法に関するルールも変わりました。改正後は、対象取引の代金を手形で支払うことが禁止されま

す。手形に代わる電子記録債権やファクタリング等であっても、支払期日までに代金相当額の金銭を得ることが困難なものは、同様に禁止されます。また、振込手数料についても、改正後は、合意の有無にかかわらず、手数料を差し引いて支払うことが「代金の減額」に当たり禁止されます。

そして、改正によって新設されたのが、協議に応じない一方的な代金決定の禁止です。受託者から価格協議の求めがあったにもかかわらず、委託者が協議に応じず、あるいは必要な説明や情報提供をしないまま代金を決めることが禁止されます。この規定は、価格の水準だけでなく、協議の過程それ自体を問題とします。もちろん、委託者が値上げに必ず応じなければならないわけではありません。しかし、コストの上昇を理由に価格の見直しを相談したのに取り合わないことや、根拠の説明をしないことは、それ自体が違反となり得ます。相談の際は、メール等の記録に残る方法をとっておくと、後々の話し合いがしやすくなります。

違反があった場合には、調査を経て、指導や勧告、社名の公表に至ることがあります。取引先との関係を思うと申出をためられるかもしれませんが、公正取引委員会等へ申し出たことを理由に取引を停止するなどの報復措置も、禁止行為とされています。

まずは自社の取引を確認し、迷ったら早めに専門家へご相談ください。

9月の税務・労務

7日

◇労働保険料全期・1第期分の口座振替
(労働保険事務組合委託 以外の場合)

10日

◇源泉所得税の納付

◇住民税特別徴収額の納付

30日

◇令和8年7月決算法人の確定申告、
1月決算法人の中間申告、10月・1月
・4月決算法人の消費税中間申告
(400万円超)
◇令和8年7月決算法人の事業所
税申告及び納付



10月の税務・労務

13日

◇源泉所得税の納付

◇住民税特別徴収額の納付

11月2日

◇令和8年8月決算法人の確定申告、2月
決算法人の中間申告、11月・2月・5月
決算法人の消費税中間申告(400万円
超)

◇令和8年8月決算法人の事業所税申告及
び納付

◇個人住民税第3期分の納付

◇労働保険料第2期分の納付(労働保険料
事務組合委託の場合・・・11月16日)



ご案内

●康友会からのお知らせ

【会員様対象無料法律相談日(予約制)】

令和8年 9月 15日(火)

令和8年 10月 20日(火)

令和8年 11月 13日(金)

弁護士 長谷川 留美子

弁護士 長谷川 将也

●センターからのお知らせ

【無料よろず相談日(予約制)】

令和8年 9月 15日(火)

◎休日のお知らせ

9月

10月

日	月	火	水	木	金	土
		1	2	3	4	5
6	7	8	9	10	11	12
13	14	15	16	17	18	19
20	21	22	23	24	25	26
27	28	29	30			

日	月	火	水	木	金	土
				1	2	3
4	5	6	7	8	9	10
11	12	13	14	15	16	17
18	19	20	21	22	23	24
25	26	27	28	29	30	31

各種お申し込み、お問い合わせは

葵総合経営センター TEL(052)331-1740 総務まで



葵総合経営センター・康友会ニュース

『広報委員会』

秋山達也 長谷川直明 早川毅

加藤紀男 都築玲香 林希美子

夏の風物詩の一つに打上げ花火があります。
毎年2回は見る事ができます。1回目はお
盆の時期に行われる日進市浅田区にある神社の
お祭りのときの打上げ花火。2回目は9月中旬
に行われる日進市の「夢まつり」のときに打ち
上げられる2,000発の花火です。

今年はこの2,000発の打上げ花火が11
月下旬に行われます。

例年と異なる季節の打上げ花火も良いかもしれ
ません。

加藤 紀男